

鹿児島市

令和6年度 介護保険 集団指導資料

－ 訪問系サービス資料 －

1. 訪問看護における理学療法士等の訪問について . . . 2 ページ
2. 訪問系事業所への注意点について . . . 3 ページ

訪問看護における理学療法士等の訪問について

かねてから本市介護保険事業の運営につきましては、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、平成28年4月15日付で本市より鹿児島市訪問看護連絡協議会様に通知いたしました
標記の件につきまして、周知いたします。
下記のとおり取扱いいただきますよう、お願いいたします。

記

理学療法士等の訪問看護については、「その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものである」ととされているところであり、**国の通知においても、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定は適当ではない**とされているところです。

平成21年3月23日 平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1) について

(問38) 理学療法士等の訪問については、訪問看護計画において、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定がなされてもよいのか。

(答) リハビリテーションのニーズを有する利用者に対し、病院、老人保健施設等が地域に存在しないこと等により訪問リハビリテーションを適切に提供できず、その代替えとしての訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問が過半を占めることから、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定もあると考える。

本市においても、この通知に基づき、指導を行っており、九州圏内の他中核市でも同様の取扱いをしていることを確認しております。

ただし、本市では、次のような場合は、「等」に含まれるものとして、理学療法士の訪問回数が過半を占める設定を認めております。

1. 利用者の近隣の訪問リハビリテーション事業所が、定員の都合等で、受入が困難な場合。
2. 利用者の身体状況及び医療上の必要性から、同一の訪問看護事業所において、看護師等による訪問看護と理学療法士等による訪問看護を提供する必要がある場合。

※2については、適切なケアマネジメントを踏まえた上で、利用者個々の状況を勘案して、やむを得ないと認められた場合に限られるものであるため、安易に計画設定をすることがないようご注意ください。

なお、令和6年度介護報酬改定により、事業所単位で前年度4月から当該年の3月までの理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超過している場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から8単位減算するようになりましたのでご注意ください。

訪問系事業所への注意点について

<p>ケアプランからサービスの必要性がみえてこない</p> <p>○具体的なケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 通所リハビリと訪問リハビリの慣性的な併用利用 ▶ 個別機能訓練加算等の算定要件の認識の誤り ⇒ 具体的目標を関係者間で共有してください。 ⇒ 報酬改定の際に算定要件を再確認してください。 ▶ サービス利用が目的となっているケアプラン ▶ 高齢者向け住宅に居住している利用者への画一的なサービス導入 	<p>有料老人ホーム等の高齢者向け住まいで生活されている利用者は、サービス内容やサービス事業所、サービス回数などが類似する傾向があります。</p> <p>訪問事業所でも本当に利用者に必要なサービスか等検討していただき、サービス利用に関して問題があるようでしたらケアマネージャーと話し合うようにしてください。</p>
<p>本市への相談時の注意点 part1</p> <p>●よくある質問</p> <ul style="list-style-type: none"> - デイサービスを2か所利用してよいか - 通所系と訪問系を併用してもよいか - 同種の福祉用具を2つ貸与してもよいか など <p>情報収集、アセスメント（サービスの必要性の検討等）をしっかりとってから質問をしてください！</p> <p>※ 事例概要（様式は自由）を求めることがあります。</p>	<p>“同居家族がいる方へ生活支援を導入してもよいか”、“通所系と訪問系を併用してもよいか”等の質問はケアマネージャーのアセスメントの内容等を確認し検討しております。</p> <p>利用者のサービス等について質問される際は、まずはケアマネージャーにご相談ください。</p>
<p>本市への相談時の注意点 part2</p> <p>加算等についての質問も多く受けます。 こういった質問を受けた際は、『介護報酬の解釈』（通称：青本、赤本、緑本）を確認しながら回答しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所で『介護報酬の解釈』を所有するようにしてください。 2. 『介護報酬の解釈』で調べてから質問するようにしてください。 （加算等の要件については記載されていることがほとんどです。 その上でご不明な場合は、『介護報酬の解釈』のページ数も示し、質問してください。） 	<p>加算等についてのご質問を受けた際は、『介護報酬の解釈（発行所：社会保険研究所）』を用いて説明を行っております。</p> <p>事業所で『介護報酬の解釈』を所有するようしていただき、また、『介護報酬の解釈』で調べてから本市へ質問をするようにしてください。</p>